

● 資料 4 ●

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の
調査結果の分析

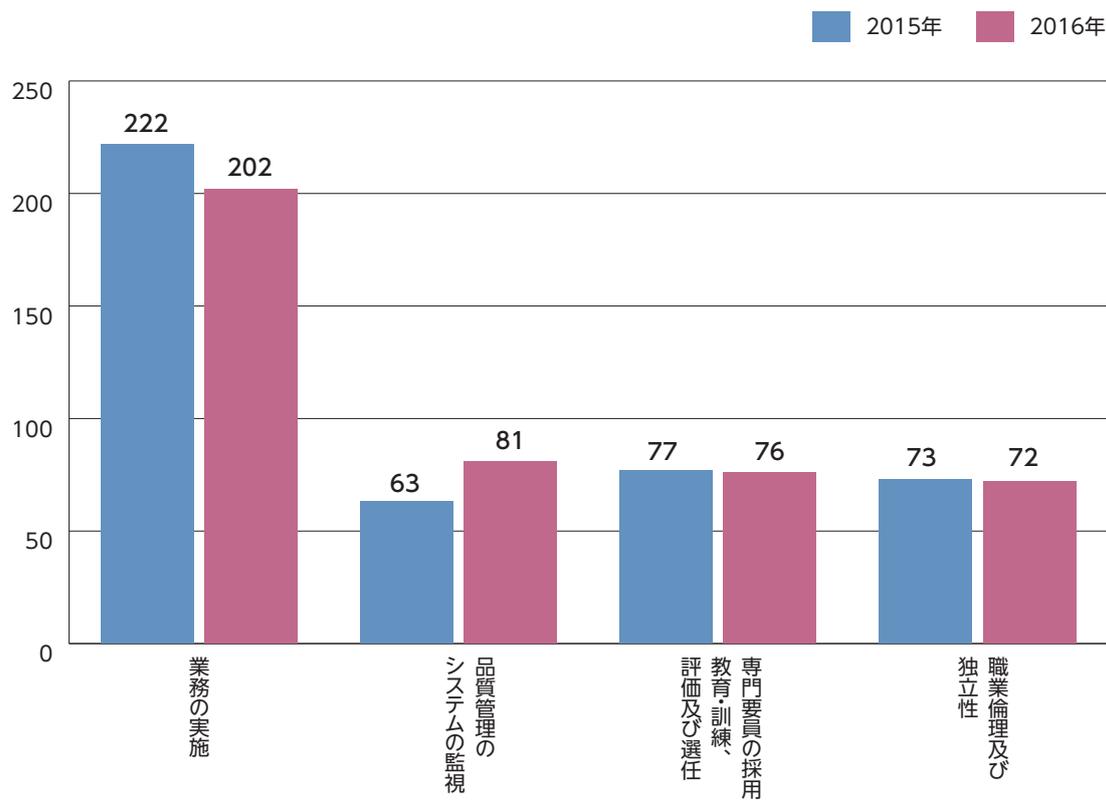
監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の調査結果の分析

監査監督機関国際フォーラム（以下「IFIAR」という。）は、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、2017年4月にIFIARの事務局が東京に開設されている。IFIARは、加盟している各監督機関が当該国の6大監査事務所のメンバーファームにおける監査事務所及び監査業務の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降、毎年調査しており、2016年の調査結果を2017年3月3日付けで公表した。以下、IFIARの調査結果について、参考として記載している。2016年の調査結果によれば、指摘数の多い項目は、2015年の調査結果と類似しており、同じ項目で指摘が繰り返されている。

(1) 監査事務所における品質管理の検査結果

図1【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】は、監査事務所における品質管理の検査で、指摘数の多い項目から順に、4項目を2015年の調査結果と比較したものである。上位4項目は、2015年の調査でも同じ項目であり、監査事務所における品質管理について、指摘の多い項目に類似性が見受けられる。

図1【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR “International Forum of Independent Audit Regulators Report on 2016 Survey of Inspection Findings March 2017” page B-2の表を基に作成

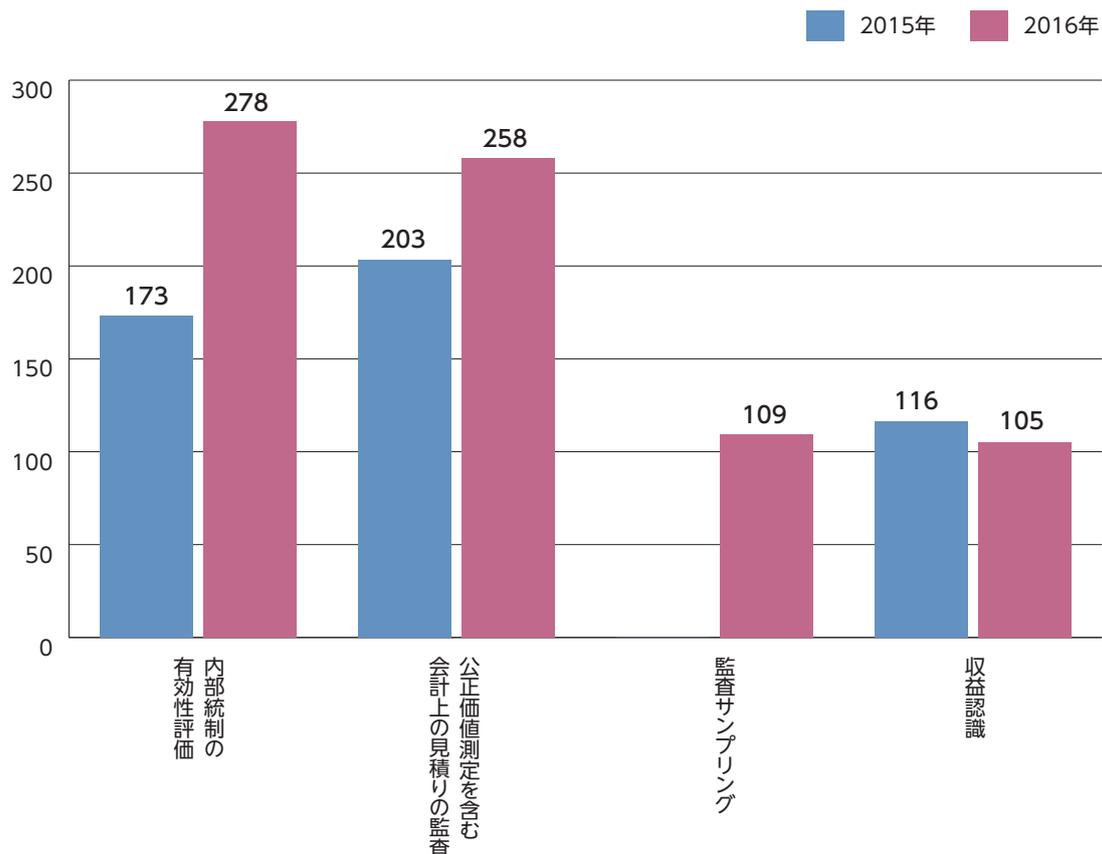
業務の実施においては、当該項目のほぼ半数で共通して見られた指摘として、監査チームによって行われた重要な判断を客観的に評価する審査の方針や手続に関する整備が十分行われていないという指摘を挙げるとともに、監査メソッドロジーやガイダンスに関する指摘も挙げている。また、品質管理のシステムの監視に関する指摘の概ね半数で見られた指摘としては、根本的な原因の分析や改善措置に関連する指摘を挙げている。

(2) 上場企業 (Listed PIEs) の監査業務における品質管理の検査結果

上場企業の監査業務における調査結果において、少なくとも一つ以上の検査指摘事項がある割合は、42%である。なお、システム上重要な金融機関 (SIFIs) の監査業務における同割合は、49%であった。

図2【上場企業の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】は、上場企業の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目から順に、4項目を2015年の調査結果と比較したものである。4項目のうち監査サンプリングを除く項目については、2015年の調査結果でも上位に挙げられており、指摘の多い項目に類似性が見受けられる。なお、監査サンプリングについては、2015年度において、収益認識や棚卸資産に係る手続など他の指摘項目に含めて集計されており、当該項目として集計されていない。

図2【上場企業の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR "International Forum of Independent Audit Regulators Report on 2016 Survey of Inspection Findings March 2017" page B-7の表を基に作成

内部統制の有効性評価において指摘数が最も多い指摘としては、手作業による統制の信頼性を裏付ける十分な監査証拠を入手していないという指摘を挙げており、また、経営者によって作成された情報や報告書に対する内部統制の運用評価手続並びにそれら情報の正確性及び網羅性の検証を十分に行っていないという指摘が多く見られるとしている。また、公正価値測定を含む会計上の見積りの監査においては、当該項目のほぼ半数で共通して見られた指摘として、整合性のない監査証拠の検討を含む経営者の仮定の合理性を十分に評価していないという指摘を挙げている。

また、システム上重要な金融機関 (SIFIs) の監査業務における品質管理では、①内部統制の有効性評価、②専門家の業務の利用、③監査手続書や監査ツールを含む監査メソドロジー、が指摘数の多い項目として挙がっている。このうち、内部統制の有効性評価及び専門家の業務の利用については、2015年の調査でも指摘数の多い項目であり、システム上重要な金融機関 (SIFIs) の監査業務についても、2015年の調査結果と類似性が見受けられる。

(3) 根本的な原因の分析

IFIARは、厳格で根本的な原因の分析と是正措置の実施が、監査の品質を向上させるための基盤であるという見解を有しており、繰り返し発生している根本的な原因となる問題の識別と適切な是正措置の実施のための適時かつ徹底的な評価を行うことができる監査事務所の体制の整備が重要であることを強調している。